



秋田県公報

目 次

告 示

- 都市計画の変更による送付図書の縦覧(三八四・都市計画課)……………1
- 農地保有合理化事業規程の変更の承認(三八五・秋田地域振興局農林部)……………1
- 河川区域の変更による廃川敷地等(三八六・仙北地域振興局建設部)……………1
- 特定調達契約に係る落札者の決定(総合防災課)……………1

告 示

秋田県告示第三百八十四号
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、男鹿市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)第十二条の規定に基づき、次のとおり公告する。
 平成二十年九月九日

- 一 縦覧に供すべき図書
 男鹿都市計画下水道(男鹿市公共下水道)の変更の総括図、計画図及び計画書
- 二 縦覧場所
 秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第三百八十五号

農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第八条第一項の規定により、次のとおり農地保有合理化事業規程の変更を承認したので、同条第二項において準用する同法第七条第五

項の規定に基づき、公告する。
 平成二十年九月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 農地保有合理化事業規程の変更を行う者
 新あきた農業協同組合
- 二 農地保有合理化事業の種類
 農業経営基盤強化促進法第四条第二項第一号、第二号、第四号に掲げる事業
- 三 変更内容
 農業経営基盤強化促進法関係事務に係る処理基準の改正に伴う農用地等の売渡し等の相手方に係る要件の変更等
- 四 農地保有合理化事業規程の変更を承認した日
 平成二十年八月二十日

秋田県告示第三百八十六号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第四十九条の規定に基づき、次のとおり公示する。
 平成二十年九月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 河川の名称 一級河川 窪堰川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成二十年七月三十日
- 三 廃川敷地等の位置、種類及び面積

位 置	種 類	面 積
大仙市四ツ屋字川崎四百八十二番地	土 地	九三・五九平方メートル

関係図面は、建設交通部河川砂防課及び仙北地域振興局建設部に備え置いて縦覧に供する。

四 その他
 河川法施行法(昭和三十九年法律第百六十八号)第十八条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法(明治二十九年法律第七十一号)第四十四条ただし書の規定により、この廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この公示の日から三月以内に知事に下付の申請をしなければならない。

公 告

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令

(平成七年政令第三百七十二号)第十一条の規定に基づき、公示する。
 平成二十年九月九日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 落札に係る点検整備の名称及び数量
 衛星通信ネットワークシステム点検整備委託一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 秋田県知事公室総合防災課 秋田市山王三丁目一番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日
 平成二十年八月二十二日
- 四 落札者の名称及び住所
 株式会社日立国際電気東北支社
 仙台市青葉区中央四丁目六番一号
- 五 契約金額
 三千九百九十万円
- 六 契約の相手方を決定した手続き
 随意契約
- 七 随意契約の理由
 地方自治法施行令第百六十七条の二第二項第八号による

正 誤

平成二十年九月二日(第二千九号)掲載の目次(原稿誤り)
 「ページ上段十九行目の「(地域活動支援室)」の次に「二件」を加える。
 「ページ上段二十一行目の「1」は「2」の誤り。

ページ 段 一 行 一 誤 一 正

平成二十年四月二十五日(第千九百七十三号)掲載の秋田県告示第百二十六号(保安林解除予定森林の解除通知)(原稿誤り)

一 中	七から八	仙北市西木町上 松木内字堀内五 四三の二(次の 図に示す部分に 限る。)	仙北市西木町上 松木内字堀内五 四三の二
十一から 十三	は、省略し、そ 削除		

の図面を農林水産部森林整備課及び仙北地域振興局農林部並びに仙北市役所に備え置いて縦覧に供する。）

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田県山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷株式会社
 電話(86)八七六六 F A X(86)〇〇五
 E-mail:matsubarara@matsubaransatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄